

## 令和6年度及び令和7年度の青森県後期高齢者医療保険料率等について

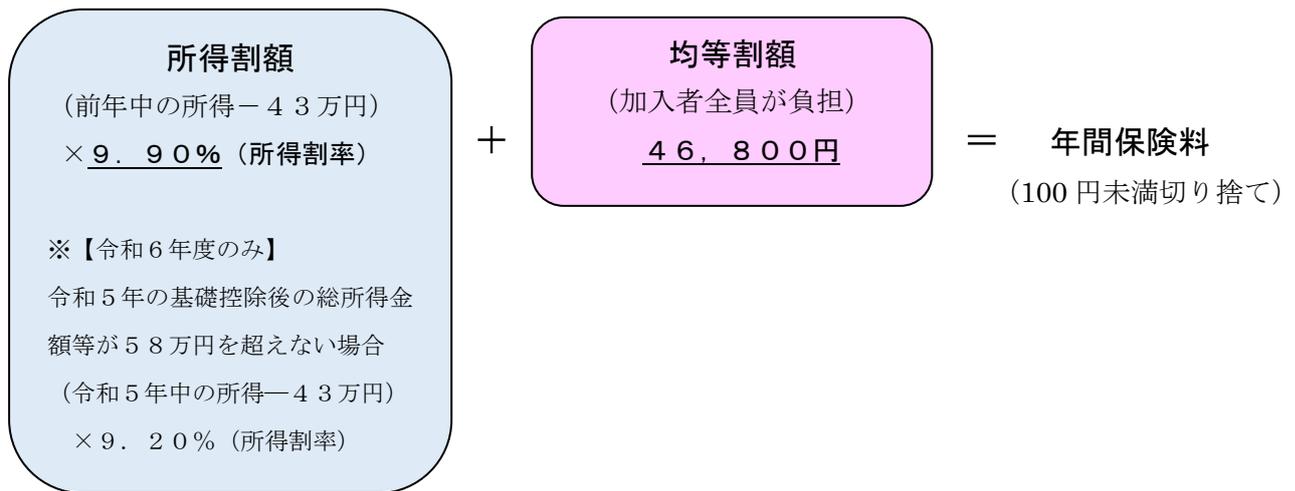
### 1 改正に至る背景

- 後期高齢者医療制度の保険料率は、「高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項」の規定により、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるよう算定し、後期高齢者医療広域連合の条例で定めることとされている。
- 青森県後期高齢者医療広域連合においては、子育てを社会全体で支援する観点から、出産育児一時金に係る支援として、国の積算方法による額を費用として計上し、一方で、剰余金を活用することで可能な限り被保険者の負担の抑制を図り、保険料率の算定を行い、改正を行うこととした。  
保険料の賦課限度額及び軽減判定所得については、それぞれ国が政令（令和6年1月17日公布）で定める額と同額とした。
- 令和6年2月16日に開催された令和6年第1回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、令和6年度及び令和7年度の後期高齢者医療保険料の保険料率、賦課限度額、軽減判定所得の改正に係る「青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」が可決した。

### 2 改正内容

- (1) 保険料率（所得割率及び被保険者均等割額）

令和4年度及び令和5年度「所得割率8.80% 均等割額44,400円」を、  
令和6年度及び令和7年度「所得割率9.90% 均等割額46,800円」とする。



- (2) 保険料の賦課限度額

規定されている賦課限度額を「66万円」から「80万円」とする。

ただし、令和6年度においては、

昭和24年3月31日以前に生まれた被保険者の賦課限度額を「73万円」とする。

- (3) 所得の少ない被保険者に対して課する当該保険料の算定に係る基準の見直し  
均等割額における5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に  
乗ずる金額を「29万円」から「29万5千円」にする。

均等割額における2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に  
乗ずる金額を「53万5千円」から「54万5千円」にする。

	現 行	改正後
5割軽減	43万円 + ( <u>29万円</u> × 被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者数等の数 - 1) 以下	43万円 + ( <u>29万5千円</u> × 被保険者 数) + 10万円 × (年金・給与所得者数 等の数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + ( <u>53万5千円</u> × 被保険者 数) + 10万円 × (年金・給与所得者数 等の数 - 1) 以下	43万円 + ( <u>54万5千円</u> × 被保険者 数) + 10万円 × (年金・給与所得者数 等の数 - 1) 以下

### 3 周知

- ・ 市ホームページ（令和6年4月1日公開済）
- ・ 広報あおもり（令和6年7月号掲載予定）
- ・ 後期高齢者医療保険料についてのお知らせ（令和6年7月11日発送の納入通知書等に同封  
予定）

※青森県後期高齢者医療広域連合においては、広域連合ホームページ、新聞広告（東奥日報・  
デーリー東北・陸奥新報）での周知を予定している。

### 4 施行期日

令和6年4月1日